

電離放射線障害の業務上外に関する検討会（非公開）について

- 「電離放射線障害の業務上外に関する検討会」(座長:東京医療保健大学 教授 明石眞言)では、東京電力福島第一原子力発電所における事故後の作業従事者から、結腸がんを発症したとして労災請求がなされたことを受け、当該疾病が業務によるものかどうか、検討を行った。

(参考) 平成24年9月検討会報告書「結腸がんと放射線被ばくに関する医学的知見について」
を踏まえた結腸がんと放射線被ばくに関する当面の労災補償の考え方

- ①被ばく線量が100mSv以上であること
- ②放射線被ばくからがん発症までの期間が5年以上あること
- ③リスクファクターとして、放射線被ばく以外の要因(飲酒、肥満等)についても考慮する必要がある

検討会の検討結果について

- 東京電力福島第一原発における事故後の作業従事者に発症した結腸がんについて、業務上との結論。(令和7年6月30日開催)

労災認定された事案について

- 労働者は60歳代に結腸がんを発症した男性。
- 平成24年1月～令和5年10月のうち約9年2か月、放射線業務に従事。
- 被ばく線量 約105mSv
- 東京電力福島第一原発において、施工管理業務として、作業現場の巡回業務等に従事した。
- 事故後の東電福島第一原発での業務では防護服・全面マスク等を着用。

東京電力福島第一原発における事故後の作業従事者の労災認定状況

- これまでに労災認定された東京電力福島第一原発における事故後の作業従事者に発症した疾病は、14件(白血病7件、真性赤血球増加症1件、咽頭がん2件、甲状腺がん2件、肺がん2件)である。本件結腸がんを含めると、15件となる。

緊急作業従事者への労災補償制度の周知について

- 緊急作業従事者(約2万人)等に対し、平成24年度から電離放射線被ばくによる疾病の労災補償に関するリーフレットを12回、直接送付している。

※以上については、緊急作業従事者を含む東電福島第一原発における事故後の作業従事者に労災補償制度について広く周知する観点から、請求人の同意を得て公表するもの。

電離放射線障害の業務上外に関する検討会（非公開）について

- 「電離放射線障害の業務上外に関する検討会」(座長:東京医療保健大学 教授 明石眞言)では、東京電力福島第一原発における事故後の作業従事者の2名から、それぞれ白血病及び結腸がんを発症したとして労災請求がなされたことを受け、当該疾病が業務によるものかどうか、検討を行った。

(参考1) 白血病の認定基準

(昭和51年11月8日付け基発第810号「電離放射線障害に係る疾病の業務上外の認定基準について」)

- ①被ばく線量：5mSv×従事年数以上
- ②潜伏期間：被ばく開始後1年を超えた後に発症
- ③対象疾病：骨髄性白血病又はリンパ性白血病

(参考2) 平成24年9月検討会報告書「結腸がんと放射線被ばくに関する医学的知見について」を踏まえた結腸がんと放射線被ばくに関する当面の労災補償の考え方

- ①被ばく線量が100mSv以上であること
- ②放射線被ばくからがん発症までの期間が5年以上あること
- ③リスクファクターとして、放射線被ばく以外の要因(飲酒、肥満等)についても考慮する必要がある

検討会の検討結果について

- 東京電力福島第一原発における事故後の作業従事者2名に発症した白血病及び結腸がんについて、業務上との結論。(令和7年10月14日開催)

労災認定された事案について①

- 労働者は50歳代に白血病を発症した男性。
- 平成31年3月～令和元年10月のうち約2か月、放射線業務に従事。
- 被ばく線量 約 10 mSv
- 東京電力福島第一原発において、原子炉建屋近辺のガレキ撤去工事における作業の進捗確認等の施工管理業務に従事したもの。
- 事故後の東京電力福島第一原発での業務では防護服・全面マスク等を着用。

労災認定された事案について②

- 労働者は60歳代に結腸がんを発症した男性。
- 昭和56年7月～令和6年2月のうち約23年、放射線業務に従事。
- 被ばく線量 約 157 mSv
[うち事故後の東京電力福島第一原発での作業：約 37 mSv]
- 全国の原子力発電所において、原子炉建屋内の設備の設置、修繕、点検等の業務に従事し、東京電力福島第一原発事故後は、同原発において発電機への給油作業や、1号機から4号機の設備の設置等に従事したもの。
- 事故後の東京電力福島第一原発での業務では防護服・全面マスク等を着用。

東電福島第一原発における事故後の作業従事者の労災認定状況

- これまでに労災認定された東京電力福島第一原発における事故後の作業従事者に発症した疾病は、15件(白血病7件、真性赤血球増加症1件、咽頭がん2件、甲状腺がん2件、肺がん2件、結腸がん1件)である。本件白血病及び結腸がんを含めると、17件となる。

緊急作業従事者への労災補償制度の周知について

- 緊急作業従事者(約2万人)等に対し、平成24年度から電離放射線被ばくによる疾病の労災補償に関するリーフレットを12回、直接送付している。

※以上については、緊急作業従事者を含む東京電力福島第一原発における事故後の作業従事者に労災補償制度について広く周知する観点から、請求人の同意を得て公表するもの。

労災保険による補償制度のお知らせ

放射線被ばくによるがんなどの疾病について

原子力発電所構内での作業や医療機関でのX線検査などの業務に従事し、放射線に被ばくしたことが原因で疾病を発症した場合には、労災保険給付を受けることができます。

業務で放射線に被ばくしたことで下記のような疾病を発症したと思われる方は、お近くの都道府県労働局または労働基準監督署にご相談ください。

放射線被ばくによって発症するおそれのある疾病

電離放射線による悪性新生物（がん）

悪性黒色腫、胃がん、咽頭がん、肝がん、結腸がん、甲状腺がん、喉頭がん、骨肉腫、食道がん、真性赤血球増加症、腎臓がん、膀胱がん、精巣腫瘍（精巣がん）、前立腺がん、多発性骨髄腫、直腸がん、脳腫瘍、肺がん、白血病、皮膚がん、非ホジキンリンパ腫、膀胱がん など

放射線障害等

白内障、皮膚潰瘍などの皮膚障害 など

当面の労災補償の考え方

肺がん等の放射線被ばくとの医学的知見が得られた固形がんについては、当面の労災補償の考え方を次のとおり整理し、総合的に検討します。

- ① 被ばく線量が100mSv 以上から放射線被ばくとがん発症との関連がうかがわれ、被ばく線量の増加とともに、がん発症との関連が強まること
- ② 放射線被ばくからがん発症までの期間が少なくとも5年以上であること
- ③ 放射線被ばく以外の要因についても考慮する必要があること

なお、白血病については、次の式で算出される値以上の線量を業務により被ばくし、被ばく開始後1年を超える期間を経た後に発症したものを、原則、業務上の疾病とすることが労災認定基準に定められています。

$$5 \text{ mSv} \times (\text{放射線被ばくを受ける業務に従事した年数})$$

※ 白血病の労災認定基準は、年間5 mSv 以上の放射線に被ばくすれば白血病を発症するという境界を表すものではなく、労災認定されたことをもって、科学的に被ばくと健康影響の因果関係が証明されるものではありません。

○労災請求がなされた場合には、労働基準監督署で被ばく線量や発症までの経過などを調査し、かかった病気が業務上の事由によるものかを判断します。

○上記に該当しない場合でも放射線被ばくによるものとして労災補償の対象となることがありますので、まずは、都道府県労働局又は労働基準監督署にご相談ください。

<裏面もご覧ください>



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

都道府県労働局 労働基準監督署

労災保険給付の種類

療養補償給付

- (1) 労災病院などの労災指定医療機関を受診すれば、原則として無料で治療を受けることができます。
- (2) やむを得ず労災指定医療機関以外で治療を受けた場合は、いったん治療費を負担していただきますが、後で請求することにより、負担した金額の全額が支給されます。
- (3) 通院するための交通費についても、一定の要件を満たせば全額が支給されます。

休業補償給付

療養のために仕事を休み、賃金を受けていない場合、**休業補償給付**を受け取ることができます。

●給付開始…休業 4 日目から

●給付額…1 日につき、給付基礎日額（※）の 80%（保険給付 60%+ 特別支給金 20%）

※「給付基礎日額」は、ご本人の賃金により異なります。

<支給要件>①～③のすべての要件を満たす必要があります。

- ① 業務上の負傷や疾病による療養であること
- ② 労働することができないこと
- ③ 賃金を受けていないこと

その他の保険給付

療養補償給付、休業補償給付の他にも次の保険給付があります。詳しくは、都道府県労働局、労働基準監督署にお問い合わせください。

・障害補償給付 ・遺族補償給付 ・葬祭料 ・傷病補償年金 ・介護補償給付

労災請求の手続きなどについては、都道府県労働局の労災補償課（下記参照）、または労働基準監督署（下記 QR コード参照）にご相談ください。

都道府県労働局「労災補償課」連絡先一覧



都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号
北海道	011(709)2311	東 京	03(3512)1617	滋 賀	077(522)6630	香 川	087(811)8921
青 森	017(734)4115	神奈川	045(211)7355	京 都	075(241)3217	愛 媛	089(935)5206
岩 手	019(604)3009	新 潟	025(288)3506	大 阪	06(6949)6507	高 知	088(885)6025
宮 城	022(299)8843	富 山	076(432)2739	兵 庫	078(367)9155	福 岡	092(411)4799
秋 田	018(883)4275	石 川	076(265)4426	奈 良	0742(32)1910	佐 賀	0952(32)7193
山 形	023(624)8227	福 井	0776(22)2656	和歌山	073(488)1153	長 崎	095(801)0034
福 島	024(536)4605	山 梨	055(225)2856	鳥 取	0857(29)1706	熊 本	096(355)3183
茨 城	029(224)6217	長 野	026(223)0556	島 根	0852(31)1159	大 分	097(536)3214
栃 木	028(634)9118	岐 阜	058(245)8105	岡 山	086(225)2019	宮 崎	0985(38)8837
群 馬	027(896)4738	静 岡	054(254)6369	広 島	082(221)9245	鹿児島	099(223)8280
埼 玉	048(600)6207	愛 知	052(855)2147	山 口	083(995)0374	沖 縄	098(868)3559
千 葉	043(221)4313	三 重	059(226)2109	徳 島	088(652)9144		

労災補償や労災保険給付などに関するご質問は、こちらでも受け付けています。

労災保険相談ダイヤル 0570-006031

（平日 8:30 ～ 17:15）※ご利用には通話料がかかります。